

第17回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面に記載のない事項)

【事業報告】

- ・ 主要な営業所及び店舗
- ・ 従業員の状況
- ・ 会社の現況
 - (1)株式の状況
 - (2)新株予約権等の状況
 - (3)会計監査人の状況
 - (4)その他企業集団の現況に関する重要な事項
 - (5)会社の支配に関する基本方針
- ・ 業務の適正を確保するための体制
- ・ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

【連結計算書類】

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

【計算書類】

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

【監査報告書】

- ・ 連結計算書類に係る会計監査報告
- ・ 計算書類に係る会計監査報告
- ・ 監査役会の監査報告

第17期（2023年4月1日～2024年3月31日）

株式会社マツキヨココカラ&カンパニー

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求いただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

主要な営業所及び店舗 (2024年3月31日現在)

① 当 社

本 社

東京都文京区湯島一丁目8番地2号MK御茶ノ水ビル7階
(登記上の本店所在地 千葉県松戸市新松戸東9番地1)

② 主要な子会社の事業所

株式会社MCCマネジメント

東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地
新お茶の水ビルディング2階


株式会社マツモトキヨシグループ

千葉県松戸市新松戸東9番地1

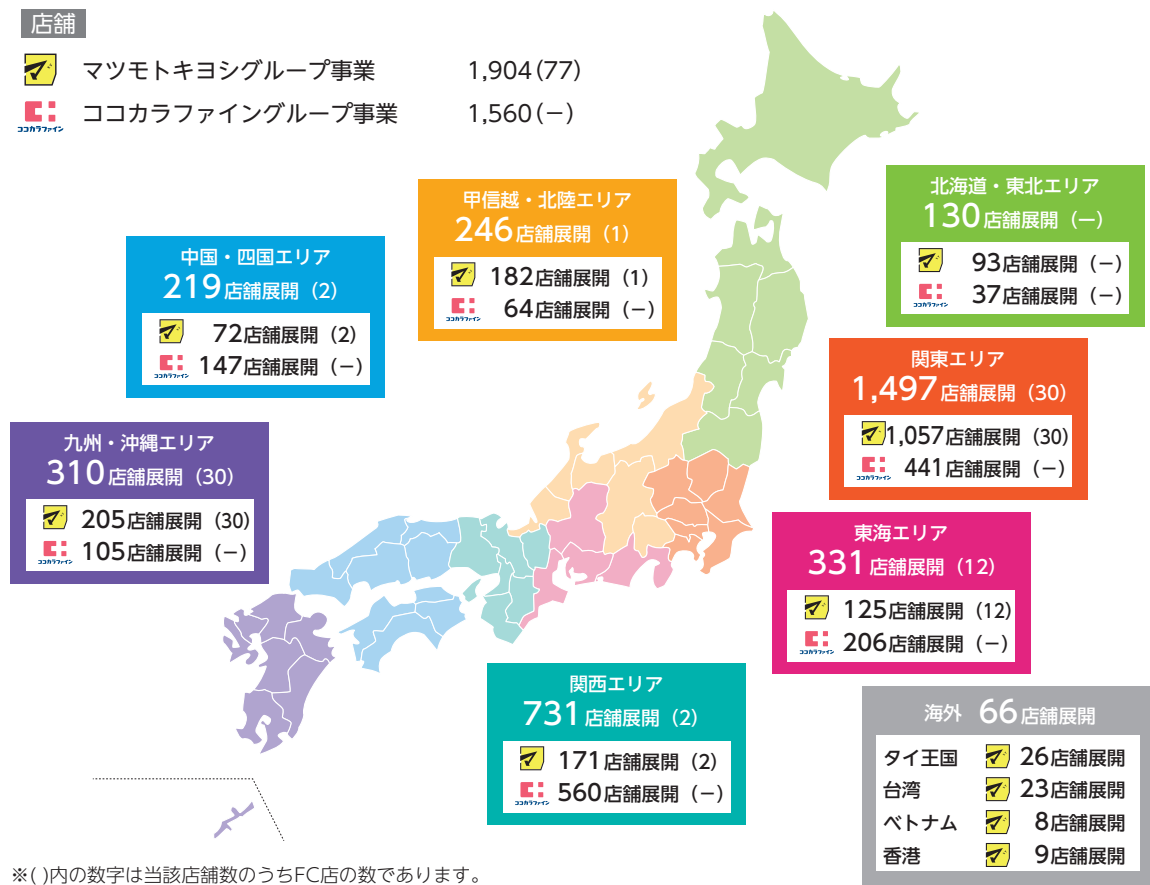
株式会社ココカラファイングループ

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号

店舗

 マツモトキヨシグループ事業 1,904(77)

 ココカラファイングループ事業 1,560(-)



※()内の数字は当該店舗数のうちFC店の数であります。

従業員の状況 (2024年3月31日現在)

1 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数		前連結会計年度末比増減	
マツモトキヨシグループ事業	6,534名	(8,627名)	101名減	(91名増)
ココカラファイングループ事業	6,207名	(4,783名)	469名減	(870名減)
管理サポート事業	630名	(1,857名)	82名増	(1,239名増)
合計	13,371名	(15,267名)	286名減	(460名増)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員（8時間換算）は年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

2 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
68名 (6名)	0名 (0名)	47.0歳	14.7年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員（8時間換算）は年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	138億円
株式会社三菱UFJ銀行	46億円

会社の現況

株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,260,000,000株
- ② 発行済株式の総数 428,900,130株 (自己株式11,338,311株を含む)
- ③ 株主数 57,984名 (前期末差32,452名増)
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	60,765千株	14.55%
株式会社日本カストディ銀行	22,288	5.34
株式会社千葉銀行	13,546	3.24
株式会社南海公産	12,861	3.08
松本 南海雄	8,862	2.12
エーザイ株式会社	8,445	2.02
松本 清雄	7,429	1.78
松本 貴志	7,420	1.78
マツキヨココカラ&カンパニー従業員持株会	6,858	1.64
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	6,686	1.60

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数 (417,561,819株) を基準に算出し、小数点第3位以下を四捨五入して記載しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて記載しております。
3. 役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が所有する当社株式は上記自己株式に含まれておりません。
4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社については、信託口、退職給付信託口・ライオン株式会社口、役員報酬BIP信託口・75966口、株式付与ESOP信託口・75967口、管理信託口・79208の所有株式数を合算して記載いたしました。所有株式の内訳は、信託口が51,102.2千株、退職給付信託口・ライオン株式会社口が657.0千株、役員報酬BIP信託口・75966口が85.2千株、株式付与ESOP信託口・75967口が336.1千株、管理信託口・79208が8,584.5千株であります。
5. 株式会社日本カストディ銀行については、信託口、年金信託口、信託A口、年金特金口、信託口4、信託B口、金銭信託課税口、三井住友信託銀行再信託分・ゼリア新薬工業株式会社退職給付信託口、有価証券信託4口の所有株式数を合算して記載いたしました。所有株式の内訳は、信託口が18,496.5千株、年金信託口が370千株、信託A口が361.6千株、年金特金口が81.1千株、信託口4が2,079.8千株、信託B口が172.8千株、金銭信託課税口が0.4千株、三井住友信託銀行再信託分・ゼリア新薬工業株式会社退職給付信託口が447.0千株、有価証券信託4口が279.7千株であります。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

役員区分	株式の種類	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式	10,840株	9名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

- ⑥ その他株式に関する重要な状況

株式分割

当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、投資家の皆さまがより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性を高めることと投資家層の更なる拡大を図るため、2023年10月1日付けで、1株につき3株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

自己株式の取得

当社は、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、積極的な自己株式の取得を行っております。

内容	2023年8月14日取得	2023年11月15日取得
取締役会決議日	2023年8月10日	2023年11月14日
取得対象株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
取得した株式の総数	200,000株	715,200株
取得価額	1,742百万円	1,941百万円
取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による買付け	

【ご参考】

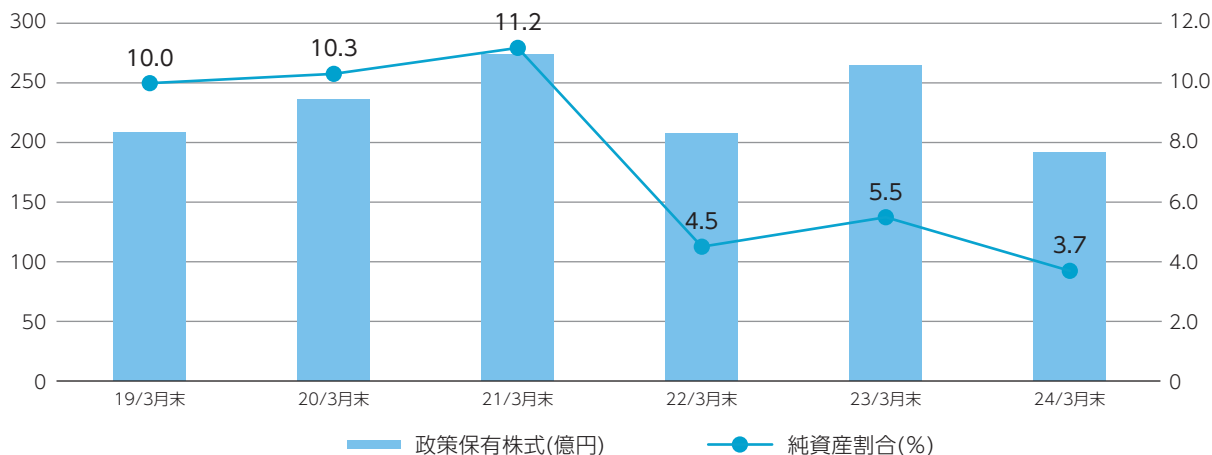
政策保有に関する方針

当社は、当社の更なる成長に向けた経営戦略の実現に貢献していただける取引先等から当社に対して株式の保有要請があった場合に、これまでの貢献実績と今後のその見込み、投資規模、ガバナンス状況等を考慮し、政策的に株式を保有することがあります。

一方で、当社は、政策的に保有した株式のうち、その投資先企業の株式を保有する目的が薄れた場合、また、その企業の企業価値の向上が期待できない場合は、その株式を売却します。

保有する株式については、投資先ごとに保有目的などの定性面に加えて、取引実績、受取配当金及び株式保有コスト等を定量的に検証することにより、保有意義の検証を行い、中長期的に保有の意義が認められなくなったと判断される銘柄については、縮減を図るものとなります。

政策保有株式の推移



新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年3月31日現在）

区分	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
発行決議日	2010年8月10日	2011年7月15日	2012年7月13日	2013年7月12日	2014年7月16日	2015年7月15日
新株予約権の数	67個	60個	59個	48個	46個	27個
目的となる株式の種類・数（注3・4）	普通株式 40,200株	普通株式 36,000株	普通株式 35,400株	普通株式 28,800株	普通株式 27,600株	普通株式 16,200株
行使時の払込金額	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。	金銭の払込を要しない。
行使に際して出資される財産の価額（注3・4）	1株当たり0.2円	1株当たり0.2円	1株当たり0.2円	1株当たり0.2円	1株当たり0.2円	1株当たり0.2円
行使期間	2010年8月26日 ～ 2050年8月25日	2011年8月3日 ～ 2051年8月2日	2012年8月2日 ～ 2052年8月1日	2013年8月8日 ～ 2053年8月7日	2014年8月8日 ～ 2054年8月7日	2015年8月8日 ～ 2055年8月7日
行使の条件	（注1）参照	（注1）参照	（注1）参照	（注1）参照	（注1）参照	（注1）参照
当社役員保有状況（注2）	保有者数 3名 新株予約権の数 36個	保有者数 3名 新株予約権の数 40個	保有者数 3名 新株予約権の数 41個	保有者数 4名 新株予約権の数 34個	保有者数 3名 新株予約権の数 32個	保有者数 3名 新株予約権の数 20個

（注）1. 新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。

- ・新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
 - ・新株予約権者が死亡した場合、相続人（1名に限る）は、新株予約権を承継し、行使することができるものとする。ただし、権利行使期間を超えて当該権利を保有し、権利行使することはできないものとする。
2. 新株予約権は、社外取締役及び監査役には割り当てておりません。
3. 2017年11月9日開催の当社取締役会の決議に基づき、2018年1月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、「目的となる株式の種類・数」及び「行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
4. 2023年8月10日開催の当社取締役会の決議に基づき、2023年10月1日付をもって普通株式1株を3株に分割したことにより、「目的となる株式の種類・数」及び「行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	142百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目、監査時間の実績及び監査報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び監査報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

会計に関するアドバイザリー業務

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の支配に関する基本方針

当社は、2007年6月28日、前身の株式会社マツモトキヨシの株主総会において当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」という。）を導入し、当社設立時（2007年10月1日）にそれを継承し、以降、当社の企業価値及び株主共同の利益の更なる向上を図り、その取組みに全経営資源を集中させるために、会社の支配に関する基本方針を定めるとともに、本プランを更新してまいりました。

しかしながら、本プランに関しては、機関投資家をはじめとする株主の皆様との対話において、その必要性や更新の是非につき、様々なご意見をいただきました。それらのご意見を受け、当社は、買収防衛策を巡る近時の動向やこれまでの当社の企業価値及び株主共同の利益の向上施策やその推移を踏まえて、取締役会で議論を重ねた結果、本プランの必要性が低下しているものと判断し、2020年11月13日開催の取締役会において、本プランの有効期間が満了する2021年6月29日開催の第14回定時株主総会の終結の時をもって、本プランを更新せずに廃止することを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの廃止後も、当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のために必要な時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいりますとともに、引き続き企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に努めてまいります。

業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備に関する基本方針は、以下のとおりです。

当社は、業務の有効性及び効率性、財務諸表の信頼性の確保、法令等の遵守並びに資産の保全を目的として、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、次のとおり「内部統制システム整備に関する基本方針」を定めます。

この基本方針は、当社及びグループ会社（当社の子会社をいいます。以下同じ。）のすべての役員（取締役及び監査役をいいます。以下同じ。）及び従業員に適用されるものとします。当社及びグループ会社を総じて「グループ全社」といいます。

1. グループ全社のコンプライアンス及びリスクマネジメントについて

- ① 当社は、「ガバナンスの充実・強化」を経営の前提とし、ガバナンス・コンプライアンスの充実をマテリアリティとして特定し、当社グループの成長を支える基盤として掲げ、コンプライアンス・リスク管理規程その他の社内規程を整備して、コンプライアンス重視のための基本方針、WAY、行動規範、推進体制等を明らかにし、取締役自ら率先してこれを遵守するとともにグループ全社の役員及び従業員への周知徹底を図り、コンプライアンス重視の企業風土を醸成します。
- ② 当社は、グループ全社のコンプライアンスを含めた内部統制を推進するための組織として、内部統制統括室、コンプライアンス・リスク委員会を設置するものとします。
- ③ コンプライアンス・リスク委員会は、特に、コンプライアンスへの取組み状況等を定期的に当社の取締役会へ報告します。
- ④ 当社は、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役会における取締役の職務執行に対する監視・監督機能を確保します。
- ⑤ 当社は、グループ全社の役員及び従業員に対して、コンプライアンス研修を定期的を実施するとともに、行動規範を示した「マツキヨココカラ&カンパニー行動規範」を配付してコンプライアンスの周知徹底を図ります。
- ⑥ 当社は、グループ全社の内部通報制度を整備し、外部機関との提携による専用窓口（ヘルプライン）を設置します。
- ⑦ 内部統制統括室は、グループ会社に対しても定期的に内部監査を実施します。

- ⑧ 取締役及び従業員の法令やコンプライアンス規程その他の社内規程に違反する行為が発見された場合は、懲罰規程に基づき適正に処分を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、グループ文書管理規程及びグループ内部情報管理規程に基づき、適切かつ確実に保存及び管理を行います。
- ② 当社は、コンプライアンス・リスク管理規程に基づくコンプライアンス・リスク委員会にて、内部の情報管理・運用について、これを適正かつ厳格に行うものとします。

3. グループ全社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、グループ全社のリスク管理体制を整備し、リスク管理・運用体制・整備状況等を監査します。
- また、内部統制統括室は、コンプライアンス・リスク委員会にて、定期的にグループ全社のリスク管理への取組み状況等を報告します。
- ② コンプライアンス・リスク委員会は、グループ全社のリスク管理への取組み状況を取締役会へ報告します。
- ③ 当社は、リスクが顕在化し危機が発生した場合に備えて、グループ全社の緊急時対応規程を整備します。

4. グループ全社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、グループ会社と協議を行い、グループ全社の中期計画及び年度事業計画を策定し、全社的な目標を設定します。
- ② 当社は、重要事項を検討・決議する機関として、株主総会・取締役会を設置します。
- また、機動的な協議機関として、グループ統括会議、委員会、プロジェクト・タスクフォース等を設置し、関係部門・関係者が参加し、喫緊の課題や問題点へ迅速に対応します。
- ③ 当社は、グループ会社の担当部署と経営戦略・財務戦略・人事戦略等重要事項に関して、機能別会議にて協議を行うものとします。
- ④ 当社及びグループ会社は、相互の人事交流を積極的に行い、人的資源の有効活用を図るものとします。
- ⑤ 当社及びグループ会社は、グループ全社の職務の執行が効率的に行われるようIT技術を活用し、システム統合等IT化の推進に努めるものとします。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、関係会社管理規程を作成し、グループ会社を管理する体制を整備します。
- ② グループ会社は、当社が策定した経営方針・経営計画を周知徹底し、グループ会社の権限と責任を明確にした上で、グループ会社が各事業の特性等を踏まえた自律的な経営を行うものとしします。
- ③ 当社は、定期的にグループ社長会を開催し、グループ会社から業務執行状況について報告を受け、グループ会社の経営上の重要事項に関して協議を行い、適正な経営管理を行うものとしします。
- ④ 当社は、グループ会社に取り締役及び監査役を派遣し、グループ会社の取締役の業務執行を監視します。派遣された取締役及び監査役は、業務執行について、グループ方針に沿った経営に努めるものとしします。
- ⑤ グループ会社は、取締役会にて重要な決議をする場合、事前に当社の決裁を得るものとしします。
- ⑥ 内部統制統括室は、グループ会社と内部監査状況について意見交換を行い、問題点等の情報を共有します。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、当該使用人を配置し、監査役の職務を補助することとしします。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項に基づき配置された使用人の取締役からの独立性を確保するため、その選任、解任、異動等には監査役の同意を要するものとしします。

また、当該使用人は専任とし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する体制としします。

8. 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第6項に基づき配置された使用人は、業務遂行にあたり、監査役の指揮・命令にのみ従い、監査役の監査に必要な調査を行う権限を有します。

9. 監査役への報告体制

- ① 当社の監査役は、当社の取締役及び従業員から、法令で定められた事項のほか、取締役会の付議事項、内部通報制度の通報状況、コンプライアンス・リスク委員会の審議事項その他内部統制の状況等当社の重要事項につき、報告を受けるものとします。
- ② 当社の取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合や重大な法令違反となる行為又はそのおそれのある行為が生じた場合は、直ちに当社の監査役会に報告します。
- ③ グループ全社の取締役又は従業員は、当社の監査役から報告を求められた場合には、直ちに書面で報告します。
- ④ グループ全社の取締役又は従業員は、当社の監査役に報告する必要があると判断した場合には、直接又は間接的に、報告することができます。
- ⑤ 当社は、当社の監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないようグループ全社の取締役及び従業員に対して周知徹底し、規程等を整備します。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務執行について、必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

ただし、監査役は監査費用の支出にあたり、その効率性及び適正性に留意しなければなりません。

11. 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、取締役会、サステナビリティ委員会、コンプライアンス・リスク委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて説明及び関係資料の提示を求めすることができます。
- ② 当社の監査役は、代表取締役・取締役・会計監査人及び従業員それぞれとの間で、随時情報収集や意見交換をすることができます。
- ③ 当社の監査役は、その職務の執行にあたり、弁護士・公認会計士・税理士その他外部専門家との連携を図ることができます。

12. 財務報告の信頼性確保のための体制

グループ全社は、金融商品取引法及び関係法令に基づき、有効な内部統制システムを構築し、これを運用するとともに継続的に評価と改善を行うことで財務報告の適正性及び信頼性を確保します。

13. 反社会的勢力への対処

- ① グループ全社は、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行いません。
- ② 当社は、平素から反社会的勢力の不当要求に備え、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等外部の機関と連携し、緊急時の協力体制を構築します。
- ③ グループ全社は、反社会的勢力からの不当要求があった場合、不当要求には応じず、警察等外部の機関と連携し、組織全体で法律に則した対応をします。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. グループ全社のコンプライアンス及びリスクマネジメントについて

当社は、「ガバナンス・コンプライアンスの充実」を当社成長基盤となるマテリアリティの一つとして特定しており、グループ理念、ビジョン、マツキヨココカラWAY、マツキヨココカラ&カンパニー行動規範の浸透を図り、企業の土台となるコーポレートガバナンス、コンプライアンスを充実させ経営の効率性・透明性や企業モラルの維持・向上を図っております。

- ① マツキヨココカラ&カンパニー行動規範は、「必ず守るべき基準・ルール・考え方」を定めたものであり、マツキヨココカラWAYは、「全てのベースとなる考え方・価値観」をまとめたものとなっております。グループ全社は、階層に応じた研修や従業員への配布等により浸透を図っております。また、マツキヨココカラWAYは評価制度にも反映し、実効性をより高めております。
- ② 当社は、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、グループ全社としてコンプライアンスやリスクへの対応を行っております。また、リスクが顕在化した場合に備えて、緊急時対応規程を整備しております。
- ③ 当社は、グループ全社の企業活動における法令等の遵守と高い倫理観の確保及びグループ全社のリスク管理体制を推進するためにコンプライアンス・リスク委員会を定期的を開催し、その状況を当社の取締役会へ報告しております。
- ④ 当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の意見や情報を交換する場として、社外役員会議を定期的を開催しております。
- ⑤ 当社は、内部統制を推進するための組織として内部統制統括室を設置し、グループ全社のコンプライアンスやリスク管理推進、内部監査等を実施しております。これらの実施状況は、代表取締役社長に報告するとともに、定期的にコンプライアンス・リスク委員会に報告しております。また、重大と判断される事項を確認した場合は、取締役会又は監査役会に報告することとしております。内部統制統括室は、グループ各社への往査やミーティング等により意見交換や情報共有を行い、監査の精度向上を図っております。
- ⑥ 内部通報制度につきましては、グループ内部通報制度運営規程に基づき、外部機関との連携による専用窓口（ヘルプライン）を設置しております。その他、ハラスメント相談窓口等の複数の窓口を設けています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を含む各種情報について、グループ文書管理規程、グループ内部情報管規程を整備し、グループ会社はこれらの規程に基づき情報管理を行っております。また、情報管理・運用を適切に行うために、コンプライアンス・リスク委員会にて、情報管理の遵守状況等を確認し、管理体制の強化・推進を検討しています。

3. グループ全社の取締役の職務の効率的執行の確保について

- ① 当社は、グループ会社と協議を行い、グループ全社の中期経営計画及び年度事業計画の策定により全社的な目標を設定し、取締役会で承認を受けております。各グループ会社ではこれらの計画を周知徹底し、各社の特性等を踏まえた自律的な経営を行っております。
- ② 当社は、株主総会・取締役会の他、グループ統括会議、サステナビリティ委員会、コンプライアンス・リスク委員会を、また、目的別のプロジェクト等を設置し、意思決定の迅速化や喫緊の課題への対応を図っております。
- ③ 当社グループの各機能に応じた、グループ全社の機能別会議の実施、グループ全社での人事交流、システム統合等により、職務執行の効率性を高めております。

4. その他グループ全社の業務の適正の確保について

- ① 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社へ取締役及び監査役を派遣し、グループ会社の取締役の監督及び監査をしております。
- ② 当社グループは、定期的にグループ社長会を開催し、当社とグループ会社間での重要事項の報告や協議を行っております。
- ③ 関係会社管理規程において、グループ会社が当社の事前承諾を必要とする事項や当社への報告事項を定め、グループ会社の重要事項は、当社取締役会・稟議書等により事前に審議をしております。

5. 監査役の職務の実効性の向上について

- ① 監査役は、取締役会・監査役会へ出席し、常勤監査役はそれに加えて、サステナビリティ委員会、コンプライアンス・リスク委員会等の重要な会議へ出席し、また、全ての稟議書その他重要な書類の報告を受け、さらに内部統制システムに関する情報を適時に受領し、監査を行っています。
- ② 監査役は、会計監査人との連携を図るとともに、内部統制統括室及びグループ会社の監査役との定期的な情報交換等を行い、また、適宜、取締役及び部門の執行責任者と法令遵守、リスク管理や経営課題について意見交換等を行い、監査の更なる実効性向上に努めております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	22,051	205,977	262,001	△18,094	471,937
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△13,250		△13,250
親会社株主に帰属する 当期純利益			52,347		52,347
自己株式の取得				△3,689	△3,689
自己株式の処分		125		431	557
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	125	39,096	△3,257	35,965
当連結会計年度末残高	22,051	206,103	301,098	△21,351	507,902

	その他の包括利益累計額				新株予約 権	非支配株 主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	10,547	△98	42	10,492	43	245	482,718
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△13,250
親会社株主に帰属する 当期純利益							52,347
自己株式の取得							△3,689
自己株式の処分							557
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△3,677	11	△42	△3,708	－	202	△3,506
当連結会計年度変動額合計	△3,677	11	△42	△3,708	－	202	32,458
当連結会計年度末残高	6,870	△86	－	6,783	43	447	515,176

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 20社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社マツモトキヨシグループ
株式会社ココカラファイングループ
株式会社MCCマネジメント
株式会社マツモトキヨシ
株式会社ココカラファインヘルスケア
株式会社ぱぱず
株式会社マツモトキヨシ東日本販売
株式会社マツモトキヨシ九州販売
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売
株式会社マツモトキヨシ中四国販売
株式会社岩崎宏健堂
株式会社CFIZ
他8社
2社が合併により減少しております。

・非連結子会社の数

4社

・非連結子会社の名称

MATSUMOTO KIYOSHI (HK) CO., LIMITED
Matsumoto Kiyoshi Vietnam Joint Stock Company
MATSUMOTO KIYOSHI GUAM Co.,LIMITED
MC&C投資事業有限責任組合

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・非連結子会社及び関連会社の数 該当事項はありません。

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・非連結子会社の名称 MATSUMOTO KIYOSHI (HK) CO., LIMITED
Matsumoto Kiyoshi Vietnam Joint Stock Company
MATSUMOTO KIYOSHI GUAM Co.,LIMITED
MC&C投資事業有限責任組合
- ・関連会社の名称 Central & Matsumotokiyoshi Ltd.
BJC & CF (Thailand) Co.,Ltd.
- ・持分法を適用しない理由 非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が12月31日の連結子会社1社については、連結計算書類の作成にあたって、同日現在の決算数値を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業組合への出資については、直近の決算書を基礎とし、当社持分相当額を投資事業組合運用損益として投資有価証券を加減する方法によっております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産
(商標権、リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- ハ. 商標権 定額法を採用しております。
- ニ. リース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. ポイント引当金 販売促進を目的として付与した各種ポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- ニ. 株式給付引当金 当社及び当社のグループ会社の従業員に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。
- ホ. 役員株式給付引当金 当社の取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。
- ヘ. 債務保証損失引当金 債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは店舗の顧客やフランチャイズ加盟企業に対して、医薬品、化粧品、日用品、及び食品等の商品を販売しております。店舗顧客に対する販売における履行義務は商品の引き渡しであり、商品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

同様に、フランチャイズ加盟企業に対する販売における履行義務は商品の引き渡しであり、商品が納品された時点で収益を認識しております。

また、一部の消化仕入等の商品の販売に関して、代理人に該当すると判断し、他の当事者に支払う額を控除した純額を売上高に計上しております。

さらに、当社グループは会員顧客向けのポイントプログラムを運営しており、売上高等に応じて付与するポイントは、将来当社グループ及び提携他社によるサービスを受けるために利用することができます。付与したポイントは履行義務として識別し、使用実績率等を考慮して算定した独立販売価格を基礎として取引価格を配分することで、契約負債の金額を算定しております。契約負債は、ポイントの利用時及び失効時に取り崩しを行い、収益を認識しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は、通常は1年以内であるため、顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は確定拠出型の制度を採用しております。また、一部の連結子会社では確定給付型の制度を採用しております。

なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算にあたっては、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- (5) のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで、「営業外費用」の「その他」に含めていた「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「貸倒引当金繰入額」は8百万円であります。

前連結会計年度まで、「特別損失」の「その他」に含めていた「投資有価証券売却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「投資有価証券売却損」は0百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(株式会社ココカラファインとの株式交換により発生したのれんの評価)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	当連結会計年度 (百万円)
のれん (注) 1	103,776
のれん償却費 (注) 1	6,289

(注) 1 株式会社ココカラファイングループに係る金額を記載しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ.当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、株式会社ココカラファイングループの超過収益力をのれんとして計上しております。のれんについては、当該のれんを含むより大きな単位で、減損の兆候の判定を行っております。当社は、減損の兆候を把握するために、同社の事業計画の達成状況、翌連結会計年度以降の事業計画における営業利益の水準を評価しております。減損の兆候があると判断した場合には、減損損失の認識の判定を行っております。なお、当連結会計年度においてのれんについて減損の兆候はありません。

ロ.当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

事業計画の主要な仮定は、売上高成長率、売上総利益率を考慮して決定しております。

ハ.翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

翌連結会計年度において、事業計画策定時に想定していなかった事象等が生じた場合や、将来の不確実な経済状況等により、事業計画の達成が困難になった場合には、減損損失を計上する可能性があります。

(固定資産の減損)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

科目名	当連結会計年度 (百万円)
有形固定資産 (注) 1	113,668
無形固定資産 (注) 1	133,207
減損損失 (注) 2	1,760

(注) 1 このうち、当連結会計年度における店舗の有形固定資産は99,595百万円、無形固定資産は1,242百万円であります。

(注) 2 当連結会計年度における減損損失のうち803百万円はのれんの減損、957百万円は店舗の固定資産の減損によるものであります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ.当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、遊休資産については物件単位ごとにグルーピングしております。のれんについては、関連する事業資産を含むより大きな単位でグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ及び土地等の時価の下落が著しい資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループごとの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高いほうの金額で測定しております。重要性の高い資産グループの不動産についての正味売却価額は、不動産鑑定評価に基づく不動産鑑定士による評価額を基準とし、使用価値は将来キャッシュ・フローを5.8%の割引率で割り引いて算出しております。

将来キャッシュ・フローの見積り期間について、主要な資産が土地の場合は20年、主要な資産が土地以外の場合は、主要な資産の経済的残存使用年数を見積り期間としております。また、将来キャッシュ・フローの見積りは、資産グループ毎に営業利益を見積った上、必要な項目を加減算する方法で行っております。

ロ.当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、過去の経験や外部情報及び内部情報を反映して作成した翌連結会計年度の予算を基礎として算出されており、その主要な仮定は、売上高の変動見込み、売上総利益の変動見込みであり、これらを総合的に勘案して以下のように決定しております。

- ・都市型店舗の売上高及び売上総利益は、新型コロナウイルス感染症流行前の状態に比して減少しており

ましたが、免税商品の売上が2023年3月期の下期より緩やかに回復を開始しており、2024年3月期の下期には感染症流行前の水準まで回復したことから、2025年3月期以降は年間を通して感染症流行前の水準に回復するものと仮定しております。

- ・郊外型店舗の売上高及び売上総利益は、過去の趨勢に基づき予測しており、2025年3月期以降も2024年3月期と同様の水準が継続するものと仮定しております。
- ・新店の売上高及び売上総利益は、当社グループにおける他店舗の過去実績に基づき予測しており、一定の成長率を考慮して決定しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の使用価値が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度において、不動産賃貸借契約に基づく原状回復費用について、直近の工事実績等の新たな情報の入手に伴い、店舗退店時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行い、当連結会計年度において2,226百万円を変更前の資産除去債務に加算しております。

この変更により、営業利益及び経常利益は933百万円、税金等調整前当期純利益は1,176百万円減少しております。

5. 追加情報

(株式付与E S O P 信託)

当社は、2016年8月10日開催の取締役会決議に基づき、当社及び当社のグループ会社の社員（以下、「社員」という。）に対する新たなインセンティブプランとして、「株式付与E S O P 信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「E S O P 信託」という。）と称される仕組みを採用しております。E S O P 信託とは、米国のE S O P 制度を参考にした従業員向けインセンティブプランであり、社員の役職や会社業績等に応じて、E S O P 信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を原則として退職時に交付及び給付するものです。

(2) 信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度334百万円、336,118株であります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 93,058百万円

(2) 保証債務

以下の会社のスタンドバイ信用状に対して、次の通り債務保証を行っております。

Central & Matsumotokiyoshi Ltd. 271百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	142,966千株	285,933千株	－千株	428,900千株

(注) 当連結会計年度増加株式数285,933千株は、2023年8月10日開催の取締役会決議により、2023年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,566千株	8,287千株	93千株	11,759千株

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式の株式数には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式421千株が含まれております。
2. 当連結会計年度増加株式数8,287千株は、2023年8月10日開催の取締役会決議により、2023年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことによる増加7,368千株、自己株式の取得による増加915千株、譲渡制限付株式の権利失効株式取得による増加2千株、単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。
3. 当連結会計年度減少株式数93千株は、譲渡制限付株式導入による減少72千株、譲渡制限付株式口座への振替による減少10千株、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式の交付及び給付による減少10千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2023年6月23日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	6,279百万円
・1株当たり配当額	45円
・基準日	2023年3月31日
・効力発生日	2023年6月26日

ロ. 2023年11月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	6,971百万円
・1株当たり配当額	50円
・基準日	2023年9月30日
・効力発生日	2023年12月4日

- (注) 1. 2023年6月23日開催の定時株主総会決議による「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。
2. 2023年11月14日開催の取締役会決議による「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。
3. 2023年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの
2024年6月21日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	8,351百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	20円
・基準日	2024年3月31日
・効力発生日	2024年6月24日

- (注) 「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	121,800株
------	----------

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債発行による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理細則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が担当取締役に報告されております。

不動産賃借等に係る敷金及び保証金は、差入先・預託先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、所定の管理マニュアルに従い、定期的に差入先・預託先の財政状態を把握する体制としています。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日です。

1年内返済予定の長期借入金は株式会社ココカラファインとの経営統合を目的とした資金調達です。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（*3）参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、及び1年内返済予定の長期借入金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 投資有価証券			
その他の有価証券	19,241	19,241	—
	19,241	19,241	—
② 敷金及び保証金	59,485		
貸倒引当金 (*1)	△28		
	59,457	57,475	△1,981
資産計	78,698	76,716	△1,981

(*1) 「敷金及び保証金」に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。また、連結貸借対照表計上額については、最終的に回収が見込めない金額（資産除去債務の未償却残高）を控除しております。

(*2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は593百万円であります。

(*3) 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	196
関係会社株式	4,308

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	19,241	—	—	19,241
資産計	19,241	—	—	19,241

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	57,475	—	57,475
資産計	—	57,475	—	57,475

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、合理的に見積った将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値から、貸倒引当金を控除して算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9.収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、ドラッグストア・保険調剤薬局等のチェーン店経営、保険調剤薬局の開局・運営、フランチャイズ事業展開及びフランチャイジーへの商品供給等を中心に事業を営んでおります。

したがって、これら事業活動のうち、マツモトキヨシ看板を中核とした「マツモトキヨシグループ事業」、ココカラファイン看板を中核とした「ココカラファイングループ事業」、当社グループ会社を取り扱う商品の仕入や当社グループ会社の経営管理・統轄、間接業務の受託及び広告宣伝等を行う「管理サポート事業」の3つを報告セグメントとしております。

顧客との契約から生じる収益を分解した情報では、各報告セグメントの売上高を顧客との契約から生じる収益とその他収益に分解し、さらに顧客との契約から生じる収益を、小売販売に係る売上高とそれ以外の売上高に分解しております。

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	マツモトキヨシ グループ事業	ココカラファイン グループ事業	管理サポート 事業	
小売				
医薬品	197,857	164,034	—	361,892
化粧品	217,651	113,736	—	331,387
日用品 (注) 1	121,004	72,048	—	193,052
食品	58,932	29,657	—	88,590
その他 (注) 2	35,130	6,634	2,675	44,439
顧客との契約から生じる収益	630,576	386,110	2,675	1,019,362
その他の収益 (注) 3	2,100	707	360	3,169
外部顧客への売上高	632,676	386,818	3,036	1,022,531

(注) 1 当連結会計年度の期首より、商品別名称を統一することを目的として、従来「雑貨」としておりました名称を「日用品」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、その内容に与える影響はありません。

2 卸売事業における売上高、広告宣伝に係る売上高等が含まれます。

3 企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入が含まれます。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	
売掛金	55,470
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	
売掛金	61,747
契約負債 (期首残高)	3,424
契約負債 (期末残高)	3,331

契約負債は主に、当社が運営するポイントプログラムにおける付与ポイントの残高に関連するものです。ポイントは付与された時点で、契約負債が計上され、利用、失効に伴い履行義務が充足され、取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は3,424百万円であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 1,233円84銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益金額 | 125円31銭 |

当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たりの純資産額」及び「1株当たりの当期純利益金額」を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得について

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を下記の通り実施いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図ると共に経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

2. 自己株式取得に関する取締役会の決議内容

- | | |
|------------|---|
| ①取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ②取得する株式の総数 | 420,000株（上限） |
| ③取得価額の総額 | 964,740,000円（上限） |
| ④取得日 | 2024年5月13日 |
| ⑤取得の方法 | 東京証券取引所自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による買付け |

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	128,852	流動負債	132,861
現金及び預金	105,697	短期借入金	113,689
売掛金	252	1年内返済予定の長期借入金	18,400
前払費用	74	未払金	268
短期貸付金	17,113	未払法人税等	373
未収入金	330	未払費用	6
未収還付法人税等	5,383	預り金	60
その他	0	その他	63
固定資産	368,452	固定負債	3,717
有形固定資産	210	繰延税金負債	3,209
建物	189	株式給付引当金	249
工具、器具及び備品	21	役員株式給付引当金	39
無形固定資産	26	債務保証損失引当金	206
商標権	25	資産除去債務	12
ソフトウェア	0	負債合計	136,578
投資その他の資産	368,216	(純資産の部)	
投資有価証券	19,514	株主資本	353,052
関係会社株式	348,252	資本金	22,051
長期前払費用	446	資本剰余金	244,297
その他	3	資本準備金	22,832
貸倒引当金	△0	その他資本剰余金	221,465
資産合計	497,305	利益剰余金	108,054
		その他利益剰余金	108,054
		繰越利益剰余金	108,054
		自己株式	△21,351
		評価・換算差額等	7,630
		その他有価証券評価差額金	7,630
		新株予約権	43
		純資産合計	360,726
		負債・純資産合計	497,305

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営 業 収 入	益 用		31,122
営 業 費			2,811
営 業 外 収 入	利 益		28,311
受 取 配 当	利 息	78	
受 取 配 当	金	481	
そ の 他	他	43	603
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		325	
投 資 事 業 組 合 運 用 損 耗 料		76	
支 払 手 数		2	
そ の 他		7	410
経 常 利 益			28,504
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益		2,769	2,769
特 別 損 失			
投 資 有 価 証 券 売 却 損		38	38
税 引 前 当 期 純 利 益			31,235
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		794	
法 人 税 等 調 整 額		△53	740
当 期 純 利 益			30,494

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当 期 首 残 高	22,051	22,832	221,340	244,172	90,810	90,810	△18,094	338,940	
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△13,250	△13,250		△13,250	
当期純利益					30,494	30,494		30,494	
自己株式の取得							△3,689	△3,689	
自己株式の処分			125	125			431	557	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	125	125	17,243	17,243	△3,257	14,112	
当 期 末 残 高	22,051	22,832	221,465	244,297	108,054	108,054	△21,351	353,052	
	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計				
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計							
当 期 首 残 高	11,311	11,311		43	350,295				
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△13,250				
当期純利益					30,494				
自己株式の取得					△3,689				
自己株式の処分					557				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△3,680	△3,680			△3,680				
当期変動額合計	△3,680	△3,680		-	10,431				
当 期 末 残 高	7,630	7,630		43	360,726				

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業組合への出資については、直近の決算書を基礎とし、当社持分相当額を投資事業組合運用損益として投資有価証券を加減する方法によっております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産

（商標権を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 商標権

定額法を採用しております。

④ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 株式給付引当金

当社及び当社のグループ会社の従業員に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

当社の取締役に対する当社株式の交付及び給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しております。

④ 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、子会社への経営指導及び経営管理を行っております。経営指導及び経営管理に関しては、子会社に役務を提供した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(株式会社ココカラファイングループ株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類において、関係会社株式として株式会社ココカラファイングループの株式234,322百万円を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、関係会社株式について、帳簿価額と1株当たり純資産額等を基礎に株式会社ココカラファイングループの超過収益力等を反映した実質価額を比較し、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと認められる場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額をし、評価差額を関係会社株式評価損として計上します。

なお、株式会社ココカラファイングループの超過収益力等を反映した実質価額の算定にあたっては同社の事業計画を使用しており、当事業年度においては実質価額の著しい低下が認められないことから、同社の株式について評価損を計上しておりません。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

事業計画の主要な仮定として、売上高成長率及び売上総利益率を用いております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

翌事業年度において、事業計画策定時に想定していなかった事象等が生じた場合や、将来の不確実な経済状況等により、事業計画の達成が困難になった場合には、関係会社株式評価損を計上する可能性があります。

3. 追加情報

連結注記表「5.追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

92百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

- | | |
|----------|------------|
| ① 短期金銭債権 | 17,693百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 113,762百万円 |

(3) 保証債務

- ① 以下の会社のスタンドバイ信用状に対して、次の通り債務保証を行っております。
Central & Matsumotokiyoshi Ltd. 271百万円
- ② 以下の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。
台湾松本清股份有限公司 1,434百万円
- ③ (株)マツモトキヨシ東日本販売の一部の建物賃貸借契約及び出店契約等について、連帯保証を行っております。なお、連帯保証の対象となる契約の契約満了までの賃料総額は77百万円であります。
- ④ 以下の会社のリース契約について、連帯保証を行っております。なお、当事業年度末の保証債務限度額は次のとおりであります。

会社名	債務保証額
(株)マツモトキヨシ	2,300百万円
(株)マツモトキヨシ東日本販売	640百万円
(株)ぱぱす	240百万円
(株)マツモトキヨシ甲信越販売	520百万円
(株)マツモトキヨシ中四国販売	495百万円
(株)マツモトキヨシ九州販売	770百万円
合 計	4,965百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高	
・営業収益	31,122百万円
・営業費用	228百万円
(2) 営業取引以外の取引高	379百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,566千株	8,287千株	93千株	11,759千株

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式の株式数には、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式421千株が含まれております。
2. 当事業年度増加株式数8,287千株は、2023年8月10日開催の取締役会決議により、2023年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことによる増加7,368千株、自己株式の取得による増加915千株、譲渡制限付株式の権利失効株式取得による増加2千株、単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。
3. 当事業年度減少株式数93千株は、譲渡制限付株式導入による減少72千株、譲渡制限付株式口座への振替による減少10千円、役員報酬B I P信託口及び株式付与E S O P信託口が保有する当社株式の交付及び給付による減少10千株であります。

7. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券	40百万円
未払事業税	75百万円
債務保証損失引当金	62百万円
株式給付引当金	75百万円
その他	93百万円
繰延税金資産小計	348百万円
評価性引当額	△135百万円
繰延税金資産合計	213百万円

繰延税金負債

投資有価証券	△3,337百万円
その他	△84百万円
繰延税金負債合計	△3,422百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△3,209百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
受取配当金等の益金不算入額	△27.9%
交際費等の損金不算入額	0.2%
評価性引当額の増減	△0.5%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.4%

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員	松本南海雄	—	当社取締役会長	被所有2.1%	—	—	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の割当 (注)	14	—	—
役員	松本清雄	—	当社代表取締役社長	被所有1.8%	—	—	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の割当 (注)	14	—	—
役員	塚本厚志	—	当社代表取締役副社長	被所有0.0%	—	—	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の割当 (注)	11	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

(2) 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内 容	取引金額	科目	期末残高
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	(株)マツモ トキヨシ グループ	50	グルー プ会 社の 理・ 管 轄	所有 直接 100%	6名	資金の 管理	資金の借 入 (注)	6,298	短期借入 金	6,298
							利息の支 払 (注)	22		
子会社	(株)ココ カラ グループ	50	グルー プ会 社の 理・ 管 轄	所有 直接 100%	3名	資金の 管理	資金の借 入 (注)	58,725	短期借入 金	58,725
							利息の支 払 (注)	155		

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社の子会社	(株) マツモトキヨシ	21,086	ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営	所有間接100%	3名	資金の管理	資金の借入(注)	35,276	短期借入金	35,276
							利息の支払(注)	81		
子会社の子会社	(株) ココカイランヘルスケア	50	ドラッグストア・保険調剤薬局のチェーン店経営	所有間接100%	3名	資金の管理	資金の貸付(注)	11,847	短期貸付金	11,847
							利息の受取(注)	35		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の管理については、キャッシュ・マネジメント・システムに係るものであり、取引金額は期末残高を記載しております。また、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 864円66銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益金額 | 73円00銭 |

当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たりの純資産額」及び「1株当たりの当期純利益金額」を算定しております

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「11. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社マツキヨココカラ&カンパニー
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山 宗武

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三木 練太郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中野 裕基

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マツキヨココカラ&カンパニーの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マツキヨココカラ&カンパニー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社マツキヨココカラ&カンパニー
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 神山 宗武

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三木 練太郎

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中野 裕基

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マツキヨココカラ&カンパニーの2023年4月1日から2024年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は2023年4月1日から2024年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に基づき取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

株式会社マツキヨココカラ&カンパニー 監査役会

常勤監査役 本 多 寿 男 ㊟

社外監査役 鳥 居 明 ㊟

社外監査役 小 池 徳 子 ㊟

社外監査役 渡 辺 昇 一 ㊟

(注) 監査役鳥居明、小池徳子及び渡辺昇一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上